

報告第6号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 3年 9月 7日提出

みやき町長 岡 毅



専決処分第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり
専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年6月21日

みやき町長 岡



損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方

略

2 事案の概要

令和3年4月1日午前9時15分頃、みやき町大字東尾1691-11付近三叉路を本職員が公用車で走行中、三叉路を左折しようとしたところ、右側から直進してきた相手車の左側面に、公用車の右前方が接触した事故である。

本件は、本職員が運転していた公用車と相手車が走行中に起こした事故であり、双方が損害額を負担することにより示談しようとするもの。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として565,181円を支払う。

相手方は、町に対し、損害賠償金として57,410円を支払う。

